様式第五号（第十三条関係）、様式第六号（第十九条関係）、様式第七号（第二十四条関係）、様式第八号（第二十八条関係）、様式第九号（第三十二条関係）及び様式第十号（第三十四条関係）中「平成」を「令和」に改める。

（地域再生法施行規則の一部改正）

第三条　地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十五（第二十八条関係）及び別記様式第十六（第二十八条関係）中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二十三（第三十六条関係）及び別記様式第二十四（第三十六条関係）中「平成」を「令和」に改める。

（総合特別区域法施行規則の一部改正）

第四条　総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二の一（第十六条関係）中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二の四（別紙一）（第十七条関係）中「平成」を「令和」に改める。

（国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第五条　国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一（別紙）（第三条関係）、別記様式第一の三（別紙）（第三条関係）及び別記様式第一の五（別紙）（第三条の二関係）中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第五（第十一条関係）、別記様式第五の七（第十一条の五関係）、別記様式第六の四（第十六条関係）及び別記様式第六の七（第十七条関係）中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第六の十一（第十七条関係）及び別記様式第六の十二（第十七条関係）中「平成」を「令和」に改める。

（子ども・子育て支援法施行規則の一部改正）

第六条　子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（第六十条第一項関係）（表面）、様式第二号（第六十条第二項関係）（表面）及び様式第三号（第六十条第三項関係）（表面）中「平成」を「令和」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第二号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令

（無尽業法施行細則の一部改正）

第一条　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

業務報告書雛形中「平成　年」及び「平成　年」を「　年」に改める。

監査書雛形中「平成　年」及び「平成　年」を「　年」に、「平成　年」を「　年」に改める。

説明書雛形中「平成　年」及び「平成　年」を「　年」に改める。

（業務補助等に関する規則等の一部改正）

第二条　次に掲げる府令の様式中「平成　年」及び「平成　年」を「　年」に改める。

一　業務補助等に関する規則（昭和二十五年公認会計士管理委員会規則第七号）第一号様式及び第二号様式

二　証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）別紙様式一及び二

三　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一号様式から第四号様式まで

四　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第一号様式から第八号様式まで

五　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第一号様式から第二十四号の二様式まで、第二十五号の三様式及び第二十六号様式

六　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第一号様式から第五号様式まで

七　実務補習規則（平成十七年内閣府令第百六号）第一号様式及び第二号様式

八　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）第一号様式から第三号様式まで

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる府令の様式中「平成　年」及び「平成　年」を「　年」に改める。

一　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）様式第二号から第九号まで

二　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第一号様式から第十号様式まで

三　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一号様式から第十九号様式まで